

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市（以下「市」という。）の交付する境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、境港市補助金等交付規則(昭和33年境港市規則第10号)に定めるもののほか、交付の申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、境港商工会議所からの推薦を受け、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から小規模事業者経営改善資金（以下「マル経資金」という。）の融資の実行を受けた小規模事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、事業者の負担軽減及び経営安定を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、平成26年4月1日以降に公庫からマル経資金の融資の実行を受けた者
- (2) 市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がない者
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないもの

(交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、当該融資の償還が開始された日の属する月（以下「利子補給開始月」という。）の初日から起算して36月を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、融資平均残高に公庫の貸付利率を2で除した額を乗じた額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

2 前項の融資平均残高は、次の方法により算出した額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 利子補給開始月の属する年

利子補給開始月から利子補給開始月の属する年の12月までの各月の融資残高×日数の合計

- (2) 利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年

利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年の1月から当該利子補給開始月から起算して36月後に当たる月までの各月の融資残高×日数の合計

- (3) 前2号以外の年

1月から12月までの各月の融資残高×日数の合計

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 融資実行を示す書類の写し
- (2) 返済の計画を示す書類の写し
- (3) 公庫が発行する利息支払証明書
- (4) 境港商工会議所からマル経資金に係る経営支援を受けていることを証する書類
- (5) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
- (6) 役員等名簿(様式第4号)
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い。境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から30日以内に、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名 ⑩

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、境港市補助金等交付規則第5条及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 補助金の名称 境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

2 借入内容

資金使途	設備資金 ・ 運転資金
借入額	円
融資利率	%
償還期間	年 月 日～ 年 月 日
支払利子額及び支払期間	円 年 月 日～ 年 月 日
利子補給補助金交付申請額	円

- 3 添付書類 (1) 融資実行を示す書類の写し
(2) 返済の計画を示す書類の写し
(3) 公庫が発行する暦年ごとの利息支払証明書
(4) 境港商工会議所からマル経資金に係る経営支援を受けていることを証する書類
(5) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
(6) 役員等名簿（様式第4号）
(7) その他市長が特に必要と認める書類
※ (1)、(2)及び(4)については、初回申請時のみ

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので境港市補助金等交付規則第7条第1項及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
(算定基準額 円)

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則及び境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

⑩

境港市長 様

様式第4号（第6条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 1 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあつては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第3条第1項第3号に該当するか否かの確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- 3 この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱第3条第1項第3号に該当するか否かを確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名